

情報通

2018. May 5月号

発行：東京税理士会 情報システム部
 題字：神津 信一 (四谷)
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

必見! 顧問先のデータと自分の信頼を守るセキュリティ研修開催! 分かりやすく事務所のセキュリティを伝授! 受講生を募集します! お気軽にご参加ください 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)「SECURITY ACTION」の取得について

情報システム部委員 菅沼 俊広

平成32年(2020年)4月1日以降開始事業年度から適用される大法人の電子申告義務化をはじめ、国は規制改革推進会議において①行政手続きの電子化の徹底(デジタルファースト)、②同じ情報は一度だけの原則(ワンスオンリー原則)、③書式・様式の統一という行政手続き簡素化の3原則を定め、電子化による行政コストの削減を行っています。

デジタルファーストにより申告・申請の手続きが電子化されれば、従来の紙による申告・申請とは管理方法をはじめ業務の実施方法が大きく変わることになります。また業務上、マイナンバーや個人情報を多く扱う我々税理士にとって情報セキュリティに対する知識・対策は今後ますます重要性が増してきます。

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)では、毎年情報セキュリティ10大脅威としてサイバー攻撃や脅威について個人・組織別にとりまとめその手口や対策方法を公表しています。

また、同機構では、平成29年より我々の顧客である中小企業の情報セキュリティ意識の向上を目的として中小企業者が情報セキュリティの知識を習得し、自ら情報セキュリティ対策に取り組むことを宣言する「SECURITY ACTION」を開始しました。

「SECURITY ACTION」は中小企業に関係のある10団体(日本税理士会連合会を含む)が中小企業の情報セキュリティ対策へ自発的に取り組むことを目標に、連携して協議対応をすることを目的に行われた「中小企業における情報セキュリティの普及促進に関する

共同宣言」を契機に始められたものです。

情報セキュリティ対策にはISO27000(ISMS認証制度)、プライバシーマーク制度(Pマーク制度)等の認証制度がありますが、いずれも認証取得には数十万円から数百万円とコストがかかり、また、取得するための期間も半年から1年程度を要します。

我々の顧客である中小企業にとって取引先から認証取得を要求された場合を除き、それだけのコストと期間をかけて情報セキュリティに関する認証取得をすることはかなりハードルが高いものと思われる。

「SECURITY ACTION」は第三者認証ではありませんが、形骸化になりがちな第三者認証よりも情報セキュリティに対する意識を持ち、対策をたてていることを自ら宣言して実行することで、対外的にも意義のあるものと考えられます。

今回の研修は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)より講師を招聘し、上述の「情報セキュリティ10大脅威」を解説し、税理士の皆様に「SECURITY ACTION」を取得していただき、税理士事務所自体の情報セキュリティへのしっかりした取り組みと顧客中小企業の情報セキュリティ意識を高め、デジタルファースト時代の中でも従来と変わらぬ顧客からの安心と信頼を維持して業務を行うことを目的として実施するものです。

情報セキュリティ対策についての同様の研修は、情報システム部支部巡回研修でも予定しておりますが、この機会に是非受講と「SECURITY ACTION」への取組をお勧めします。

なお、「SECURITY ACTION」は下記サイトで内容詳細を確認できます。

○独立行政法人情報処理推進機構(IPA)公式サイト『「SECURITY ACTION」とは?』

<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/sa/index.html>

○中小企業における情報セキュリティの普及促進に関する共同宣言

<https://www.ipa.go.jp/about/press/20170207.html>



IPA「SECURITY ACTION」 研修会開催のご案内

受講を希望される方は、右記申込票に必要事項をご記入のうえ、6月12日(火)までに本会事務局業務課宛にFAXでお申し込み下さい。

<研修会概要>

日時：平成30年6月19日(火) 午前10時30分～正午

場所：東京税理士会館2階201・202会議室

テーマ：「SECURITY ACTIONの取得について」

講師：独立行政法人情報処理推進機構(IPA) 磯島 裕樹 氏

定員：70名 対象：本会会員

受講料：無料

※当日は研修カードをお持ちください

問合せ先 東京税理士会事務局業務課 TEL：03(3356)4480

IPA「SECURITY ACTION」 研修会受講申込票

東京税理士会業務課 行 FAX：03(3356)4469

氏名	
登録番号	
所属支部	
電話番号	
FAX番号	

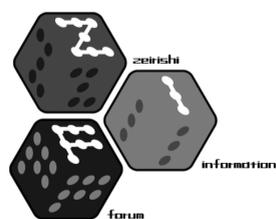
行政手続コスト削減のための基本計画が改定されました

財務省、規制改革推進会議「行政手続部会取りまとめ ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日)を踏まえて策定された行政手続コスト削減のための基本計画(平成29年6月30日公表)が改定され公表されました。「オンライン利用が可能な申告や申請・届出等の手続き範囲の見直し」や「コスト削減方策(コスト削減の取り組み内容及びスケジュール)」について今後の方針や予定が記載されております。是非ご覧ください。

<一部記載例>

- ・相続税の申告手続について(平成31年10月以降対応予定)
- ・e-Tax受付時間の更なる拡大(平成31年1月実施予定)
- ・ダイレクト納付を利用した予納制度の拡充(平成31年1月実施予定)
- ・法人番号の入力による法人名称等の自動反映(平成31年4月実施予定)
- ・個人納税者の認証手続の簡便化(平成31年1月実施予定)
- ・e-TaxとeLAXの連携について

※本会ホームページの税理士向け「お知らせ一覧」に掲載しております。



税理士情報フォーラム2018開催決定!

今年も税理士情報フォーラムの開催が決定いたしました! 一足先に開催日のご案内です。

◇日時：平成30年12月10日(月) 午前10時～午後5時

情報システム部では電子申告に関する質問(電子申告・電子納税・マイナンバー取扱)を募集します!

電子申告に関する疑問をお持ちの方は、<本会HP>⇒<税理士の方へ>⇒<税理士のためのIT講座>⇒<電子申告等に関する質問コーナー>にアクセスのうえ、「質問内容募集フォーム」にてお送りいただくか、電子メール(johosystem@tokyozeirishikai.jp)にて①氏名②税理士登録番号③質問内容をご記入のうえお送りください。回答は本会情報システム部にて作成後、「電子申告等に関する質問コーナー」ページへ掲載し、総務部メールニュースにてお知らせいたします(支部及び氏名は非公開です)。